

厚生労働省提出資料

- 資料 1 最近の経済対策における雇用対策について p. 1 ~13
- 資料 2 労働基準法の一部改正について p. 14~15
- 資料 3 次世代育成支援対策推進法の一部改正について p. 16
- 資料 4 育児・介護休業制度の見直しについて p. 17~19

最近の経済対策における雇用対策

安心実現のための緊急総合対策
(平成20年8月29日)

一次補正 99.4億円(うち一般11.8億円)

(対策の概要)

1 非正規雇用対策等の推進【28億円】

- ・日雇派遣労働者等の安定就職支援等 (6.8)
- ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充(トライアル雇用制度の対象者に35～39歳を追加等) (7.2)
- ・訓練期間中の生活保障給付(月10万円)の創設等 (9.7)
- ・非正規労働者就労支援センター(以下「非正規センター」)(3カ所)の設置 (3.4)

2 中小企業の雇用維持への支援【69億円】

- ・中小企業への雇用維持支援拡充(中小企業緊急雇用安定助成金の創設)(賃金等の2/3→4/5を助成) (45)
- ・離職者訓練の重点的な実施 (5.7)

3 女性の就労支援【0.8億円】

- ・マザーズハローワーク事業の拡充(マザーズコーナーを10カ所増) (0.8)

4 高齢者の就労支援【0.4億円】

- ・特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」)のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施 (0.4)

5 障害者の就労支援【1.1億円】

- ・特開金の支給期間の延長(1年→1年半)
- ・障害者専門支援員の拡充(227人→297人)

6 介護サービスの確保(制度要求)

- ・介護人材確保職場定着支援助成金(介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設

生活対策
(平成20年10月30日)二次補正 2,505億円
21年度予算案(追加要求分) 約300億円

(対策の概要)

1 家計緊急支援対策

- ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2→0.8%)

2 雇用セーフティネット強化対策【2,766億円】

- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (218)
- ・非正規センターの増設(3→5カ所) (1.2)
- ・訓練期間中の生活保障給付の拡充(10→12万円等)
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充(被保険者期間6カ月未満の者を対象等) (35)
- ・ふるさと雇用再生特別交付金の創設 (2,500)
- ・離職者訓練の追加実施 (4.2)

3 生活安心確保対策【75億円】

- ・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充(年長フリーター等を雇入れた場合は50→100万円) (57)
- ・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設(経費の1/2を助成) (3.8)
- ・中小企業子育て支援助成金の拡充(支給対象範囲を拡大(2人目→5人目)2人目以降の支給額 60→80万円等) (3.4)
- ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設(障害者を初めて雇入れた場合100万円支給) (5.0)
- ・特例子会社等設立促進助成金の創設(初年度200万円等) (4.5)

生活防衛のための緊急対策
(平成20年12月19日)二次補正 1,542億円(うち一般1,500億円)
21年度予算(追加要求分)約1,300億円

(対策の概要)

1 住宅・生活対策【293億円】

- ・住宅の継続貸与事業主への助成(月4～6万円 6カ月まで) (40)
- ・住宅・生活支援の資金貸付(最大186万円) (252)
- ・雇用促進住宅の最大限の活用

2 雇用維持対策【504億円】

- ・雇用調整助成金等の拡充(大企業の助成率1/2→2/3) (410)
- ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (89)
- ・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等

3 再就職支援対策【2,075億円】

- ・緊急雇用創出事業の創設 (1,500)
- ・特開金の支給額増額(90→135万円等) (378)
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施(最長2年間) (119)

4 内定取消し対策【3.3億円】

- ・内定取消しに関する相談、企業指導の強化
- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に内定を取り消された就職未決定者を追加 (2.4)

5 雇用保険制度の機能強化

- ・雇用保険の給付の見直し等

雇用の安定と生活支援対策

平成20年中に既に実施している施策

1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

- (1) 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っていきます。(12月15日から、190カ所)
○ 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。
○ 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。
(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)
- (2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用予定)

2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

- (1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)
- (2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)
- (3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務の簡素化を行い、制度を利用しやすくします。

3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)
- (2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。(平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。)

第二次補正予算成立により実施する施策

1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。
(「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施)

2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

- (1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。
- (2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大)

21年度から実施予定の施策

1 雇用保険のセーフティネット機能を強化します。 ※改正法案を今国会に提出

- (1) 非正規労働者の適用範囲を拡大します。
(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- (2) 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。
- (3) 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

2 離職者訓練を大幅に拡充します。

実施規模を拡充し、介護分野等の長期訓練を創設します。

雇用に関するセーフティネットの拡充の動き

年 末

年度末

I 雇用維持

1 雇用維持のための雇用調整助成金の拡充(12月9日から6か月未満の労働者も対象に)等(500億円程度)

2 受け入れている派遣労働者を直接雇用する事業主への助成
(1人あたり中小企業100万円、大企業50万円)

3 内定取消し対策

- ・企業名を公表できる制度の創設
- ・雇用調整助成金の対象者に新卒者を追加

・内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給(1人当たり中小企業100万円、大企業50万円)

II 失業者支援

1 雇用保険

- ・非正規労働者については週20時間以上、1年以上の雇用見込みがあれば、90日～330日失業給付を給付(派遣労働者については大部分適用)
- ・雇入時に加入手続きがなされていなくても適用基準を満たせば遡って適用し、給付可能

○ 雇用保険の機能強化(1,700億円程度)

- ・給付日数について60日分延長
- ・非正規労働者の適用範囲拡大(雇用見込1年以上→6か月以上)
- ・雇止めの場合の受給資格要件の緩和(加入期間1年→6か月)
- ・21年度の雇用保険料を引き下げ(1.2%→0.8%)

2 住宅・生活支援(入居先の確保・資金貸付)(300億円程度)

- ・雇用促進住宅を最大限活用
- ・12月22日から、労働金庫より最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の貸付受付開始(6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除)
- ・12月9日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成(一人一か月4～6万円、6か月まで)

3 職業訓練

- ・職業訓練期間中の生活保障給付(最大10万円/月(2次補正で12万円))
(訓練を適切に修了し、就職した場合等に返還免除)

・離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用の実現に向けた長期間訓練(最大2年間)の実施

4 再就職支援対策(700億円程度)

- ・年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用した事業主への奨励金の支給(2次補正で増額(中小企業30→100万円、大企業20→50万円))
- ・障害者、高齢者、母子家庭の母等を雇い入れた中小企業への助成金の支給(2次補正で増額(90万円→135万円等))

III 雇用創出

- 「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」創設(2,500億円)
- 緊急雇用創出事業(基金)の開始(1,500億円)

○ 離職者等の緊急雇用・居住確保対策に係る特別交付税措置(1兆円)

※ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方には、適正に生活保護を実施

解雇・雇止めにより住居を喪失した非正規労働者等に対する支援

対象者に対する相談支援

相談体制の整備(12/15～)

- 全国のハローワーク(190か所)において、住宅と安定就労確保のための相談支援を行う

就職安定資金融資(12/15～)

- ハローワークを窓口として労働金庫が貸付

- ・入居初期費用(上限50万円)
- ・家賃補助費(上限6万円×最長6ヶ月)
- ・生活・就職活動費(上限100万円)

※雇用保険受給者は入居初期費用(上限50万円)と生活・就職活動費(上限10万円)

※貸付後6か月後に就職した場合、一部返済免除

貸付決定件数=2,754件

雇用促進住宅への入居(12/15～)

- 雇用促進住宅の最大限活用、ハローワークを相談窓口とし、迅速な入居の促進

入居決定件数=4,126件

事業主に対する働きかけ

社員寮等の継続使用の要請(12/9～)

- 解雇・雇止め等の後も、引き続き社員寮等の継続使用を可能とするよう、各労働局・ハローワークから事業主に対して要請を行う
- 併せて、厚生労働大臣から経済団体等に対する要請を行う

離職者住居支援給付金の支給

(第2次補正予算により措置)

- 解雇・雇止め等の後も、引き続き社員寮等^{を無償で提供した事業主}に対して助成

- ・対象労働者1人につき1か月あたり
上限4～6万円×最長6ヶ月

※12月9日以降住宅を提供した事業主に対して適用

(注) **太字**は2/18までの実績

雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることにより雇用を維持する場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成する。

景気の悪化

都道府県労働局

期間中の賃金・休業手当等について
助成

助成率： 大企業 2/3
 中小企業 4/5

教育訓練費：大企業 1,200円
 中小企業 6,000円
 (労働者1人1日あたり)

事業主

事業活動縮小要件

大企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上が直前3ヶ月又は前年同期比5%以上減

中小企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上が直前3ヶ月又は前年同期比減
・前期決算等の経常利益が赤字(生産量が5%以上減少している場合は不要)

実施内容

対象労働者に休業・教育訓練・出向を実施

対象労働者

雇用保険被保険者：期間を問わず全員
 (新規学卒者を含む)
被保険者以外：雇用期間6ヶ月以上